

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務について、その委託業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務

(2) 業務の内容

「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

(4) 委託料上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課整備支援係

T E L 0742-27-8682

F A X 0742-22-7471

3. 参加資格

次に掲げる（1）から（4）の全てを満たした者が、この業務の公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体等と公立病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう）で、許可病床数が200床以上のあり方検討又は整備基本構想の策定若しくは整備基本計画の策定に係る検討支援業務に係る契約を締結し、誠実に業務を行った実績を有していること。
- (4) 企画提案書提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目 Q 役務の提供、4検査・分析・調査業務として登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁本庁舎（主棟）1階）

T E L 0742-27-8908

4. 公募型プロポーザル実施要領等の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月6日（金）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課整備支援係

T E L 0742-27-8682

(3) 配布書類

公募型プロポーザル実施要領

仕様書

提出様式（様式1～様式7）、質問票（様式8）及び辞退届（様式9）

※配布書類は、奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課ホームページ
(<https://www.pref.nara.jp/4182.htm>) に掲載します。

(4) その他

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者が「令和6年度新西和医療センター整備基本計画策定業務 成果品」の閲覧を希望する場合、6.に掲げる参加申込書を提出した後、企画提案書提出期限までに限り、閲覧することができます。事前に（2）に掲げる「配布場所」に電話連絡の上、来庁ください。

5. 説明会の開催

本公募型プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

4. (2) に同じ

(3) 提出書類 各1部（A4サイズ）

提出書類

①参加申込書【様式1】

	②誓約書【様式2】 ③事業者概要書【様式3】 ④同種業務実績【様式4】
--	---

(4) 提出方法

郵送に限る。

なお、書留郵便によるものとし、令和8年2月6日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) その他

参加申込書提出後に辞退される場合は、速やかに4.（2）に連絡し、辞退届（様式9）を提出すること。

7. 質問及び回答

(1) 提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火）午後4時まで

(2) 提出先

4.（2）と同じ

(3) 提出書類

質問票（様式8）により、持参又はFAXのみで受け付けることとし、電話など口頭による質問は受け付けない。FAXによる提出の場合は、送信後、必ず電話にて質問票を送信した旨を連絡すること。

持参による受付時間は、平日の午前9時から正午と午後1時から午後4時まで。

(4) 質問に対する回答

奈良県福祉保健部医療政策局病院マネジメント課ホームページに掲載（令和8年2月17日（火）予定）し、質問者に対する個別の回答は行わない。なお、質問者名は明示しない。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月24日（火）午後5時まで

(2) 提出先

4.（2）と同じ

(3) 提出書類

正本1部、副本4部（A4サイズ）

ただし、⑤見積書は正本1部

※本公司型プロポーザルは、提案者名を伏せて行うため、正本1部のみに提案者名を記載し、副本4部には提案者名を特定できるような用紙の使用や提案者名の記

載は行わないこと。

提出書類	<p>① 企画提案書（鑑）【様式 5】</p> <p>② 業務実施体制【様式 6】</p> <p>③ 業務工程表【様式 7】</p> <p>④ 企画提案書【任意様式】</p> <p>※1 これまでの検討内容や西和医療センターを取り巻く状況を理解し、県の各種計画等との整合性にも留意した適切かつ新たな提案により、整備基本計画策定に必要な支援をどのように行うのか。</p> <p>※2 地域の医療需要の動向・将来推計、基本計画案の内容の見直し、事業収支計画の作成について、どのように検討・支援するのか。</p> <p>※3 機能面、運用面及び費用面等の観点で妥当かつ適正な支援をどのように行うのか。</p> <p>※4 仕様書が求める業務内容以外に、提案者が持つ専門的な経験やノウハウに基づき整備基本計画の策定に必要又は有益となる支援をどのように行うのか。</p> <p>⑤ 見積書【任意様式】</p> <p>※1 業務名は、「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務」、宛名は、「奈良県知事 山下 真」とすること。</p> <p>※2 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。</p>
------	---

(4) 提出方法

郵送に限る。

なお、書留郵便によるものとし、令和8年2月24日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) その他

- ① 提案は、各提案者1案とする。
- ② 提案書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ③ 企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は返却しない。また、提出後の提案書の再提出・差替は認めない。
- ⑤ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開しない。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消す。

9. 提案書の審査

(1) 委託先選定

参加資格を有する事業者から提出された企画提案を県が設置する「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が審査し、評価点方式により順位付けを行い、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方候補とする。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査

別紙「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 事業者選定評価基準」に基づき評価を行う。

① 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を契約の相手方候補として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定しない。

② 提案者が2者以上の場合、全審査委員の評価点の総計が最高得点の提案者について、当該提案者を契約の相手方候補として特定する。ただし、評価基準による評価点が6割未満、又は評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定しない。

③ 審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、各評価項目における全審査委員の評価点の合計を比較して順位付けを行い、最も順位が高い事業者を特定し、審査委員会の合議により契約の相手方候補とする。

なお、「①企画・提案力→②実施能力→③業務コスト」の順に、順位付けができるまで各評価項目を比較する。

(3) プрезентーション

提案者は、審査委員会において、8.(3)により提出した企画提案書に基づき、提案内容についてプレゼンテーションを実施すること。審査委員会の開催日程（令和8年2月下旬を予定）については、提案者に後日通知する。なお、応募者多数の場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、審査委員会へ諮る条件を絞ることがある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を受け付けた全ての事業者に対して、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 審査結果の公表

(4)の通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課ホームページ

(<https://www.pref.nara.jp/4182.htm>)への掲載により公表するものとします。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者ごと、各評価項目ごとの評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない）

（6）その他

必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

10. 業務委託契約の締結

県は、審査委員会での審査の結果、契約の相手方候補者として選定された者（以下「受託者」という。）と、奈良県契約規則等に基づき、双方協議のもと最終仕様を決定し、見積価格の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。

協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた提案書の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11. 契約書の要否等

- （1）受託者は、契約書を作成することを要する。契約書作成に要する経費については、受託者による負担とする。
- （2）受託者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとする。
- （3）受託者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

12. 電子契約の可否

- （1）可とする。
- （2）電子契約を希望する場合は、受託者決定後速やかに「電子契約同意兼メールアドレス確認書」を、県が別途示す提出先に電子メールで提出するものとする。

13. 契約の解除

- （1）契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則に定めるところによる。
- （2）企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- （3）受託者決定後、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代

表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

14. その他留意事項

(1) 参加申込書又は企画提案書が無効となる場合

- ① 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部について記載がないもの
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 添付すべき事項以外の内容が添付されている場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥ 審査委員会でのプレゼンテーションを実施しない場合(ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。)
- ⑦ 県からのヒアリング要請に応じない場合

(2) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が失格事項に該当するに至った場合は、以後、本件に関する手続の参加資格を失う。また、該当する受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

(3) その他

- ① 本件企画提案への参加に生じる費用は、参加者の負担とする。
- ② 本件企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ③ 提出された提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出は一切認めない。また、提出後の提案書等の追加・訂正、差替は一切認めない。
- ⑤ 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- ⑥ 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- ⑦ 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- ⑧ 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ⑨ 県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 事業者選定評価基準

項目	評価基準	評価内容	評価点 (満点)	内訳 (満点)
1. 企画・提案力				
業務内容、理解度	これまでの検討内容のみならず、新たな地域医療構想をはじめとする国や県の医療制度にかかる検討状況や全国的な公立病院経営上の諸課題等、西和医療センターを取り巻く状況を理解し、適切で新たな提案が期待できるか。	・新西和医療センター整備基本構想や基本計画に関するこれまでの検討の内容や新西和医療センターを取り巻く医療制度の状況等を理解し、県の各種計画等との整合性にも留意した適切かつ新たな提案により、整備基本計画策定に必要な支援が期待できるか。		(20点) ※1
仕様書の提案	仕様書で求める業務内容にかかる調査・分析について、必要となる情報収集の調査方法、その情報を用いて行う分析・検証の手法について評価する。	・地域の医療需要の動向・将来推計、基本計画案の内容の見直し、事業収支計画の作成等について、具体的な検討手法や検討内容が示された提案か。 ・新西和医療センターに求められる機能面、運用面及び費用面等の観点で妥当かつ適正な支援を期待できる提案か。	60点	(30点) ※1
仕様書以外の提案	その他、仕様書で求める業務内容以外に、整備手法等の検討に関して必要又は有益となる調査・分析等業務についての提案があるか。（仕様書に定める業務内容以外の提案）	・仕様書が求める業務内容以外に、提案者が持つ専門的な経験やノウハウに基づき整備基本計画の策定に必要又は有益となる具体的な支援が期待できる提案か。 ・整備基本計画案等や県の各種計画等との整合性に留意した支援が期待できる提案か。		(10点) ※2
2. 実施能力				
実施体制 (様式6) (様式7)	業務を実施する体制、スケジュールは充分に確保できているか。	【体制】 ・従事者の人数、業務日数は充分か。 ・業務責任者、業務従事者の業務遂行をサポートできる体制となっているか。 ・発注者との間で随時・臨機に連絡・調整を行う体制は確保できているか。 【業務スケジュール】 ・仕様書で求める業務内容を満たすことができる妥当な業務スケジュールとなっているか。 (上記実施体制を鑑みて、実現困難な業務スケジュールとなっていないか。)		(20点) ※1
同種業務等の元請実績 (様式4-1) (様式4-2)	本業務と同種業務等の元請実績があるか。	① 参加資格に定める以下の元請実績を1件のみ有する【6点】 公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体等と公立病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）で、許可病床数が200床以上のあり方検討又は整備基本構想の策定若しくは整備基本計画の策定に係る検討支援業務に係る契約を締結し、誠実に業務を行った実績を有していること。 ② ①の元請実績を2件有する【8点】 ③ ①の元請実績を3件以上有する【10点】	30点	(10点)
3. 業務コスト				
見積書	最も安価な見積金額を提示した提案者の見積金額を基準とし、評価する。	○最も安価な見積金額を提示した提案者の見積金額を基準とする 「10点×(最も安価な見積金額÷当該提案者の提示する見積金額) 小数点以下四捨五入」	10点	(10点)

(合計点数：100点満点)

○委員は、5段階評価で採点し、その評価に応じた評価係数を各項目の満点に掛けて評価点を算出する。

※1についての評価は、次のとおり。

	A	B	C	D	E
評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1..0	0..8	0..6	0..4	0..2

※2についての評価は、次のとおり。

	A	B	C	D	E
評価	是非とも必要	必要	可能であれば必要	あまり必要性なし	提案なし
評価係数	1..0	0..8	0..6	0..4	0

○提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を契約の相手方候補として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定しない。

○提案者が2者以上の場合、全審査委員の評価点の総計が最高得点の提案者について、当該提案者を契約の相手方候補として特定することとする。

ただし、評価基準による評価点が6割未満、又は評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定しない。

○最高得点者が2者以上であった場合は、各評価項目における全審査委員の評価点の合計を比較して順位付けを行い、最も順位が高い事業者を特定し、審査委員会の合議により契約の相手方候補とする。

なお、「①企画・提案力→②実施能力→③業務コスト」の順に、順位付けができるまで各評価項目を比較する。